平成２３年５月１７日

各　　位

会社名　　住友商事株式会社
代表者　取締役社長 加藤 進
（ｺｰﾄﾞ番号 8053 東証第１部）
問合せ先　広報部長 林　正俊
（Ｔｅｌ：０３－５１６６－３１００）

株式報酬型ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成２３年５月１７日開催の取締役会において、会社法第２３６条、第２３８条及び第２４０条の規定に基づき、当社取締役及び執行役員に対し、株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議しましたのでお知らせいたします。
なお、募集にあたっては、取締役については、平成２３年６月２４日開催予定の当社定時株主総会において「当社取締役に対し株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件とし、執行役員については、取締役に対しての募集が決定されることを条件とします。

記

１．募集新株予約権を引き受ける者を募集する理由

当社の取締役及び執行役員の報酬と、当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、株主の皆様との価値共有を高めることを目的として募集するものであります。

２．募集新株予約権の名称

住友商事株式会社　第６回新株予約権（株式報酬型）

３．募集新株予約権の総数

３，４００個を上限とする。このうち、取締役に割り当てる募集新株予約権の個数は、２，０００個を上限とする。
（募集新株予約権１個につき、当社普通株式１００株。ただし、４．に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

４．募集新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式３４０，０００株を上限とする。このうち、取締役に割り当てる募集新株予約権の総株式数は、２００，０００株を上限とする。
なお、上記総数は、割当予定数であり、引き受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる募集新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる募集新株予約権の総数をもって発行する募集新株予約権の総数とする。

また、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的である株式の数を調整する。

ただし、かかる調整は、本件募集新株予約権のうち、当該時点で行使されていない募集新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数　＝　調整前株式数　×　分割・併合の比率

５．募集新株予約権と引換えに金銭を払い込むことの要否

募集新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

６．募集新株予約権の発行日

平成２３年７月３１日

７．募集新株予約権の割り当てを受ける者

当社の取締役及び執行役員　計３１名に割り当てる。

８．募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

募集新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該募集新株予約権の目的である株式の数を乗じた金額とする。行使価額は１円とする。

なお、当社が募集新株予約権発行後に時価を下回る価額で募集株式を発行する場合、又は株式分割若しくは株式併合を行う場合であっても、行使価額の調整は行わない。

９．行使期間

当社取締役及び執行役員のいずれの地位も喪失した日の翌日から１０年間とする。

１０．行使条件

① 募集新株予約権者は、次のいずれかに該当する事由が生じた場合、９．に定める権利行使期間満了前といえども、直ちに募集新株予約権を行使する資格を喪失し、当該募集新株予約権は消滅する。

（ⅰ）募集新株予約権者が、在任中に禁錮以上の刑に処せられた場合

（ⅱ）募集新株予約権者または募集新株予約権者の法定相続人が、当社所定の書面により募集新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合

② 募集新株予約権の譲渡、質入れその他の担保設定は認めない。

③ 募集新株予約権の相続は、募集新株予約権者の法定相続人に限りこれを認める。当該法定相続人は、募集新株予約権者の死亡後６ヶ月間に限り、当該募集新株予約権を行使することができる。

④　募集新株予約権の行使は、割り当てられた募集新株予約権を整数個の単位で行使するものとする。

１１．募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①　募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第１７条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げる。

②　募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

１２．譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要する。

１３．募集新株予約権の取得条項

募集新株予約権者が、上記１０．①のいずれかに該当する事由が生じた場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当該募集新株予約権について、当社はこれを無償で取得することができる。

１４．組織再編等に伴う取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（これらを総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の募集新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第２３６条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の募集新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は募集新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の募集新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の募集新株予約権の数

残存新株予約権の募集新株予約権者が保有する募集新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

② 募集新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 募集新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記４．に準じて決定する。

④ 募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各募集新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に当該各募集新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各募集新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式１株当たり１円とする。

⑤ 募集新株予約権を行使することができる期間

上記９．に準じて決定する。

⑥ 募集新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記１１．に準じて決定する。

⑦ 譲渡による募集新株予約権の取得の制限

譲渡による募集新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 募集新株予約権の取得条項

上記１３．に準じて決定する。

⑨ その他の募集新株予約権の行使の条件

上記１０．に準じて決定する。

１５．募集新株予約権証券

当社は募集新株予約権者の請求あるときに限り、募集新株予約権証券を発行する。

１６．募集新株予約権の行使による払込取扱銀行

株式会社三井住友銀行　東京営業部

東京都千代田区丸の内１丁目１番２号

１７．行使請求受付場所

住友商事株式会社

東京都中央区晴海１丁目８番１１号

１８．一単元の株式の数

１００株

以　上